フラワー地域包括支援センター（介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

1. 三田市が設置し、社会福祉法人敬寿記念会が受託運営するフラワー地域包括支援

センター（以下、「センター」という。）が行う包括的支援事業等（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、専門職という。）が要支援状態にある高齢者等に対し、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

（運営の方針）

1. センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を

継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

２　事業の実施にあたっては、高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようその調整に努める。

３　事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービスの体制」を確立するよう努める。

４　事業の運営に当っては、三田市、他の高齢者支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

（センターの基本機能）

1. センターは、以下の基本機能を担うものとする。
2. 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。（共通的基盤

整備）

1. 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスに

つなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁

護）

1. 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会

資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。（包括的・継続的ケアマネ

ジメント支援）

1. 要支援１及び２の認定者に対する新予防給付マネジメント（以下、「指定介護予防

支援」という。）並びに全ての高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提

供されるよう、適切なマネジメントを行う。（介護予防ケアマネジメント）

（センターの名称等）

1. 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
2. 名　称　フラワー地域包括支援センター
3. 所在地　兵庫県三田市富士が丘５丁目１７番３

（特別養護老人ホーム　ゼフィール三田内）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

1. センターに配置する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
2. 所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名（常勤／兼務）

所長は、専門職員を指導監督し、適切な事業がおこなわれるよう総括する。

1. 管理者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名（常勤／兼務）

管理者は、指定介護予防支援事業の管理を行う。

1. 保健師又は経験のある看護師　　　　　　　　　１名
2. 社会福祉士又は経験のある社会福祉主事　　　　１名
3. 主任介護支援専門員　　　　　　　　　　　　　１名（常勤／兼務）
4. 介護支援専門員　　　　　　　　　　　　　　　１名
5. 上記に掲げる者のほか、必要な事務を処理する職員を若干名置くことができる。

２　専門職員は第３条に定めるセンターの基本機能の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

1. センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭

和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月３０日から翌年１月４日までを除く。

（２）営業時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制

とする。

（地域包括支援センター運営協議会への報告）

第７条　下記の事項について、地域包括支援センター運営協議会への報告を行うものとする。

（１）センターの事業計画に関すること

（２）センターの事業報告に関すること

（３）その他運営協議会が必要と認めること

　（指定介護予防支援の提供方法及び内容等）

第８条　指定介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）利用者の相談及びサービス担当者会議は事業所内、又は利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

（２）利用者及び家族との面接により、厚生労働省の定める介護予防ケアマネジメント・ケアプラン様式を用いて、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

（３）サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。

（４）指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。

（５）計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

（６）その他指定介護予防支援の提供方法及び内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３７号）の規定によるものとする。

２　運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示する。

３　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

４　センターは、第３条第４号の指定介護予防支援を行うにあたっては、契約締結事務、介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、介護給付費請求に関わる事務の業務を他の居宅介護支援事業者に一部又は全部委託することができるものとする。

５　センターが指定介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、三田市フラワータウン区域とする。

（事故発生時の対応）

第１０条　担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場

合には速やかに管理者に報告し、三田市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要

な措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第１１条　事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に揚げる措置を講ずるものとする。

　（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

　（２）虐待の防止のための指針を整備する。

　（３）従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

　（４）前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情対応）

第１２条　提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適

切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、

高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第１３条　センター職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に漏れることのないよう保持するものとする。ただし、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報提供ができるものとする。

２　センター職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても、これらの秘密を保持するものとする。

（暴力団等の排除）

第１４条　当センターは、法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成２４年３月２１日兵庫県条例第４号）に基づき、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

（基準該当介護予防支援）

第１５条　前条（第７条を除く。）までの規定は、他の市町村の被保険者に対して基準該当介護予防支援を提供する場合において準用する。この場合において、「指定介護予防支援」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「法定代理受理」とあるのは「利用者の委任による代理受領」と読み替える。

（その他運営についての留意事項）

第１６条　センターは、担当職員の資質向上を図るため、研究及び研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

２　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は三田市とセンターとの協議に基づいて定めるものとする。

附　則

1、この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

2、この規程は、平成２６年４月1日に一部変更し、

　　　　　　　 平成２６年４月1日から実施する。

3、この規程は、平成２６年１２月１５日に一部追加し、

　　　　　　　 平成２６年１２月１５日から実施する。

4、この規定は、令和６年３月３０日に一部追加し、

　　　　　　　 令和６年４月１日から実施する。